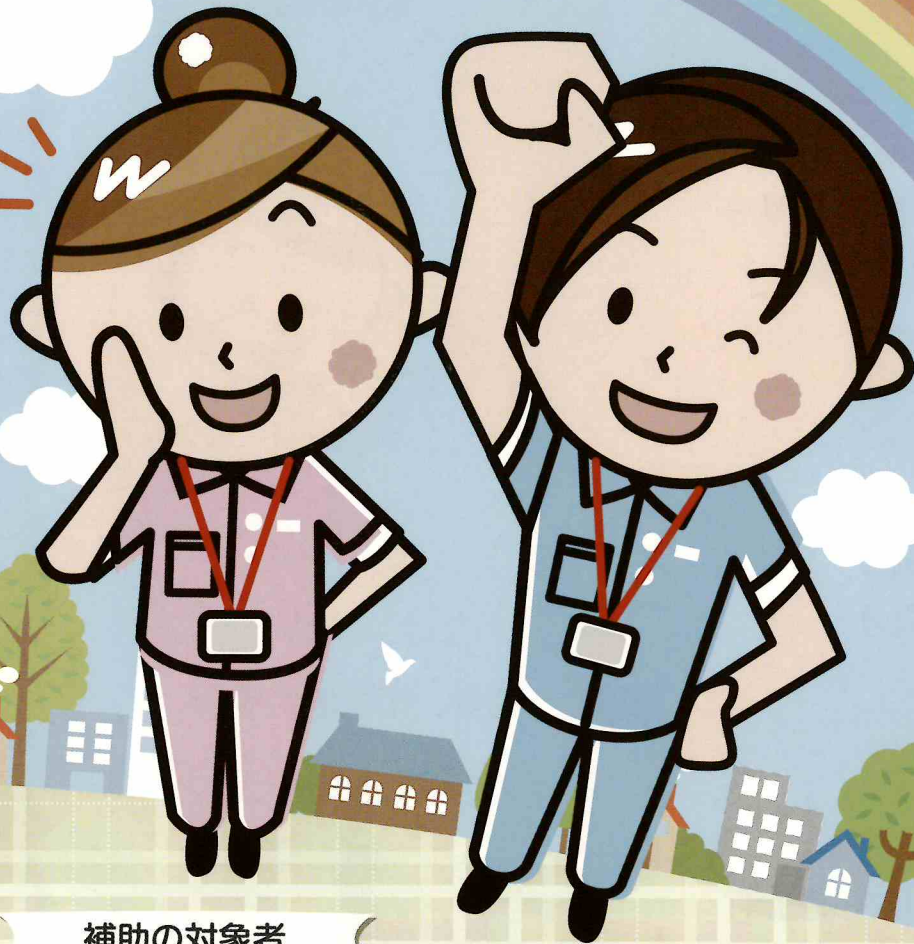


介護職員初任者研修 実務者研修の費用を

助成します



補助の対象者

- 介護職員初任者研修・実務者研修を修了している方
 - ・初任者研修については、平成29年4月1日以降に研修を修了した方
 - ・実務者研修については、平成29年4月1日以降に研修費用を支払い、研修を修了した方
- 研修修了後、市内の介護保険サービス事業所（※一部の介護保険サービスや障害福祉サービスは対象外）に3か月以上就業し、現在も就業している方
- 就業先の介護保険サービス事業所に直接雇用されている方（派遣ではない）
- 市税に滞納がない方
- 他の公的な助成を受けていない方

補助金の上限金額

初任者研修：10万円 実務者研修：15万円

募集人数

初任者研修・実務者研修あわせて80人程度

受付期間

平成30年6月1日から平成31年2月28日まで

その他

- ①申請の際に提出する「領収書の写し」について、研修の実施学校に発行を依頼し領収書を入手するようお願いいたします。コンビニ支払用紙の本人控えやATMの利用明細書は領収書ではありませんので、ご注意ください。
- ②船橋市内に住んでいない方でも申請できます。
- ③その他、詳しい手続きや内容については、申請のてびき（市役所介護保険課・船橋駅前総合窓口センターで配布のほか、市のホームページからも取り出せます）をご確認ください。

裏面を
ご覧ください

補助金支払いまでの流れ

申請者

- 研修を修了
- 研修を修了後、市内介護保険サービス事業所で3か月以上就業



- ① 申請書 (第1号様式)
 - ② 申立兼同意書
 - ③ 研修費用の領収書 (写し)
 - ④ 研修の修了証明書 (写し)
 - ⑤ 請求書 (第3号様式)
 - ⑥ 市税納付確認書
 - ⑦ 就業証明書
 - ⑧ 本人確認書類 (写し)
- を船橋市介護保険課または船橋駅前総合窓口センターに持参。

承諾決定通知書の受け取り

補助金の受け取り

船橋市



審査、市税納付確認



承諾決定通知書の送付

補助金の支払い

問い合わせ

船橋市 健康・高齢部 介護保険課 総務係
電話：047-436-3306 FAX：047-436-3307
mail：kaigohoken@city.funabashi.lg.jp

